

28道協議会第30号
平成28年11月18日

北海道日本型直接支払推進協議会
会員市町村長各位

北海道日本型直接支払推進協議会
会長 塩尻芳央

多面的機能支払交付金に係る作業時の安全確保について

本協議会の運営につきましては、日頃から格別のご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

のことにつきましては、平成26年6月20日付け26道協議会第30号で通知をしているところですが、先般、新たに道内の活動組織において、水路の雑木除去作業中に伐採途中の樹木が倒れ、作業者の頭部にぶつかる死亡事故が発生しました。

つきましては、これまでにも本協議会において、活動作業中の安全確保に向けて文書通知を行うとともに、「共同活動の安全のしおり」の配布などを行ってきたところであります。今後、このような事故を是非とも未然に防ぐため、改めて下記の注意事項を参考に作業時の安全確保対策の徹底が図られるよう、関係活動組織に対する周知及び指導をお願いいたします。

記

【注意事項】

1. 作業前には必ず参加者全員に、作業時の注意点等の連絡・確認をするようにしてください。

○作業前に参加者が全員集合した時、たとえ慣れている共同作業であっても、改めて作業時の安全確保に関する注意点等の連絡・確認を行ってから、作業を始めるようにしてください。

○作業現場に到着したら、空き缶や空き瓶や転石等、怪我につながるおそれのある物がないことを確認し、あれば作業を行う前に取り除いてください。

○作業条件が厳しい箇所がある場合には、必要に応じて、活動参加者のうち高齢の方へは、より安全な箇所での作業配慮を行ってください。

○万が一怪我や事故が起こった場合の緊急連絡方法を参加者に周知してください。そのこと自体が安全確保に対する参加者の意識を高めることにつながります。

2. どんな作業でも安全管理の統括者を決めて作業を行うようにしてください。

○現行の活動組織の規約等には、作業時に安全管理の統括者を定めることは規定されていませんが、今後、作業時の事故を未然に防ぐためにも、どんな共同作業でも、

作業全体を通して安全管理に目配りする統括者を決めて作業を行うようにしてください。

○安全管理の統括者は、参加者全員が安全に作業できるよう、常に目配りをしながら、必要な声掛けなどを行うようにしてください。なお、班に分かれて作業をする場合は、班毎に安全管理の担当者を決めるようにしてください。

例)・草刈り作業員の双方の作業間隔が狭まってきたため、もっと間隔を開けるように注意。

- ・足場の悪い場所や無理な体勢で作業をしている人に対し、無理をしないように注意。

- ・交通量の多い農道沿いでの作業中、作業に没頭して、車の通行に注意が向いていない人に注意。

- ・猛暑での作業中に、体調が悪くなっていないかの声かけなど。

3. トラックや重機を使用する作業では誘導員を適切に配置するようにしてください。

○ トラック等による現場での資材の積み降ろしや、重機の近くで作業をする場合などは、事前に誘導員を決めて、接触事故が起こらないように努めること。

4. 怪我をする恐れのある現場や作業では必要に応じてヘルメット、防護メガネ、安全靴、防護手袋等を着用すること。

○ どんなに安全確保に努めても、不慮の事故は起こる可能性があります。（例えば、足元が滑って転倒・転落したり、重い荷物を落としたり、草刈り作業中に転石などが飛び散るなど。）

○ このとき、ヘルメットや防護メガネ、安全靴、防護手袋等を着用していれば、怪我を未然に防げる場合が多いと考えられます。

なお、ヘルメットや安全靴等は多面的機能支払交付金で購入できますので、必要な場合は購入してください。

例 1) ヘルメットを着用すべき現場や作業。

- ・ダンプトラックからの碎石の荷降ろし現場やバックホウなどの重機の近くで作業する場合。（敷砂利作業やコンクリート製品の布設作業など。）
- ・頭部への落下物の恐れのある作業。（雑木除去や防風林の枝払いなど。）
- ・足元が滑りやすく転倒や転落する恐れのある現場での作業。
(斜面の草刈りなど。)

例 2) 防護メガネや防護手袋を着用すべき現場や作業。

- ・草刈り作業など（なお、草刈り作業を行う場合は極力肌を露出しないように長袖・長ズボンの作業着を着用すべき）

例 3) 安全靴を着用すべき現場や作業。

- ・コンクリート製品などの布設を自主施工により行う場合など。

○ なお、危険性の高い作業や補修の規模、技術面で活動組織による自主施工が難しいと判断した場合は専門業者等に外注することも検討してください。

5. その他注意点等

- 斜面での作業は危険を伴うため、無理をせず、作業可能な範囲で実施してください。
- 草刈り等の作業に初めて参加する人や、不慣れな参加者に対しては、経験者や可能であれば技能検定講習を受けた者から、個別に注意点を含めた指導を行うようにしてください。また、使用する草刈機等の作業機が作業を行う者の体力や経験、現場の状況等に合ったものを選定してください。
- 作業内容によっては（例えば、自主施工による水路破損箇所の補修や布設替えなど）、専門技術を持った方の指導・監督の上実施することも必要です。
- 深みのある水路やため池の近くで作業を実施する際は可能であれば水位を下げることや、高所の法面での作業箇所では安全帶着用や安全ロープ、手すりの設置など、安全性の確保に努めるようにしてください。
- 作業時に万が一事故が発生した場合、直ちに発見・連絡できるよう、共同作業を実施する際には、必ず複数の作業者がお互いに目視で確認できる人員配置で作業を行うようにしてください。特に、草刈り作業や重機の近くでの作業は、周囲の音が聞こえにくくなりますので、目視による周囲の安全確認に気を配ることが大切です。
- 万が一に備え、事前に傷害保険等への加入を行うようにしてください。また、その保険の支払適用範囲については、複数の役員で保険会社に確認を行い、総会等の場で全構成員に周知するようにしてください。

北海道日本型直接支払推進協議会事務局
水土里ネット北海道 技術部
地域支援課 田村
TEL 011-206-6209 FAX 011-200-5352